

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第29号

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

総社市手数料条例施行規則（平成17年総社市規則第43号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（条例第2条別表第7の5の項（1）の市長が定める書類） 第6条 条例第2条別表第7の5の項（1）の市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項（同令第28条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第2項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）（当該申請建築物に係るものに限る。）の写し （2）及び（3）略</p>	<p>（条例第2条別表第7の5の項（1）の市長が定める書類） 第6条 条例第2条別表第7の5の項（1）の市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項（同令第28条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）（当該申請建築物に係るものに限る。）の写し （2）及び（3）略</p>

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。